

(別表2)

申請に対する処分に係る基準・標準処理期間

(令和2年4月1日作成)

法令名	学校教育法施行令
根拠条項	第36条
処分の概要	技能教育施設の指定の解除
法令の定め	学校教育法施行令第36条 技能教育施設の指定等に関する教育委員会規則（平成2年12月25日北海道教育委員会規則第16号）第4条
処分基準	
処分担当課	北海道教育庁学校教育局高校企画・支援係 (電話番号：011-231-4111 内線35-726)
申請先	同上
問い合わせ先	同上
備考	解除の審査基準が、審査実績がない又は将来的に見込みがないため、基準を設定しない。

